

年企発 0501 第 1 号
令和 2 年 5 月 1 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例
に関する法律による厚生年金基金の掛金等の猶予の特例の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、厚生年金基金の掛金等の納付猶予に係る対応については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金の猶予等に係る対応について」（令和 2 年 3 月 13 日年付企発第 0313 第 2 号）で示したとおりであり、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第 141 条第 1 項において準用する同法第 89 条によりその例によることとされる国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、掛金等の「納付の猶予」を活用することができる。

今般、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。以下「新型コロナ特例法」という。）の施行に伴い、新型コロナ特例法第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する国税通則法（以下「読替後の国税通則法」という。）第 46 条第 1 項の規定の例による納付の猶予の特例を適用し、下記のとおり遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和 2 年 2 月 1 日以後に設立事業所等に相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合には、読替後の国税通則法第 46 条第 1 項の規定の例による納付の猶予の特例が活用できること。

2. 具体的な取扱いについては、厚生年金保険の取扱いと同様に扱うことが望ましいので、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による厚生年金保険料等の猶予の特例の取扱いについて（令和2年4月30日付年管管発0430第2号）（別添参照）を参考にされたいこと。



年管管発0430第2号
令和2年4月30日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例
に関する法律による厚生年金保険料等の猶予の特例の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。以下「新型コロナ特例法」という。別添1参照。）の施行に伴い、健康保険法（大正11年法律第70号）第183条、船員保険法（昭和14年法律第73号）第137条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第89条（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条第1項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）第2条第8項の規定によりその例によるものとされる新型コロナ特例法第3条第1項の規定によりみなして適用される国税通則法（昭和37年法律第66号。以下「読替後の国税通則法」という。）第46条第1項の規定の例による納付の猶予の特例（以下「納付猶予特例」という。）の内容及びその適用については、下記のとおりとなるので遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令（令和2年厚生労働省令第95号。）の施行に伴い、納付猶予特例に係る猶予申請書の審査事務及び納付猶予特例に係る許可等の決定等の事務は、日本年金機構（以下「機構」という。）において行うこととされたので留意されたい。

記

1 納付猶予特例の概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年2月1日以後に適用事業所の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合において、その適用事業所が特定日までに納付すべき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律及び子ども・子育て支援法に基づき納付す

る保険料等（以下「厚生年金保険料等」という。）の全部又は一部を一時に納付することが困難であると認められるときは、その厚生年金保険料等の納期限内にされた申請に基づき、その納期限から一年以内の期間に限り、その厚生年金保険料等の全部又は一部の納付を猶予することができることとされた。

また、納付猶予特例に係る猶予申請書の審査事務及び納付猶予特例に係る許可等の決定事務は、機構において行うものとする。

2 新型コロナウイルス感染症等の影響による収入の減少

読替後の国税通則法第 46 条第 1 項の「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により納税者の事業につき収入の減少があつた」とは、適用事業所の事業に係る収入の減少が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に因果関係を有することをいい、例えば、適用事業所の事業主又は従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる影響のほか、イベント開催又は外出等の自粛要請、入国制限、賃料の支払猶予要請等の各種措置による影響等により、収入の減少があつたことをいう。

3 事業につき相当な収入の減少

読替後の国税通則法第 46 条第 1 項の「事業につき相当な収入の減少があつた」とは、令和 2 年 2 月 1 日から猶予を受けようとする、厚生年金保険料等の納期限までの間（新型コロナ特例法の施行の日から 2 月を経過した日前に納期限が到来する厚生年金保険料等にあつては、同年 2 月 1 日からその猶予の申請期限までの間）の任意の期間（1 か月以上。以下この項において「調査期間」という。）の収入金額につき、その調査期間の直前 1 年間における調査期間に対応する期間（調査期間に対応する期間がない場合は、令和 2 年 1 月以前でその期間に近接する期間その他調査期間の収入金額と比較する期間として適当と認められる期間）の収入金額（調査期間に対応する期間の収入金額が不明な場合は、調査期間の直前 1 年間の収入金額を 12 で除し、これを割り当てる方法その他適当な方法により算定した金額）に対して、概ね 20%以上減少していると認められることをいう。

なお、収入の減少の割合が 20%に満たないことのみをもって、一概に猶予の適用を否定せず、個々の適用事業所の状況を十分に聴取し、今後更に減少率が悪化することが見込まれるなどにより概ね 20%以上減少していると認められるかどうかをみて、猶予を適用することが相当であるかを柔軟かつ適切に判断する。

（注） 上記の収入金額の計算に当たっては、次のことに留意する。

- ① 収入金額の計算に当たっては、適用事業所の事業上の売上その他経常的な収入についてはその額を含めるが、臨時的な収入である各種給付金はその額を含めないこととする。また、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置の影響により適用事業所が収入すべき対価の額を減免した場合は、その減免した額は収入金額に含めないこととする。

- ② 「事業につき相当な収入の減少があつた」かどうかは、適用事業所の事業に係る収入の減少が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に因果関係を有するかどうかにより判定することから（上記2参照）、例えば、不動産賃貸人が政府の要請に基づき賃借人が支払うべき賃料の支払を納期限まで引き続き猶予していると認められる場合における収入金額の計算に当たっては、調査期間における賃料収入に計上される額からその猶予していると認められる賃料の額を控除することとする。

4 納付困難

読替後の国税通則法第46条第1項の「全部又は一部を一時に納付することが困難」のうち、「全部を一時に納付することが困難」とは、納付すべき厚生年金保険料等を納付する資金がないこと、又は納付すべき厚生年金保険料等を適用事業所の事業の継続のために必要な少なくとも今後6か月間の運転資金（以下「運転資金」という。）に充てた場合に厚生年金保険料等を納付する資金がないことをいい、「一部を一時に納付することが困難」とは、納付すべき厚生年金保険料等の全額を納付する資金がないこと、又は納付すべき厚生年金保険料等を納付する資金を運転資金に充てた場合に厚生年金保険料等の全額を納付する資金がないことをいう。

なお、適用事業所の手持ち資金については、現金や預貯金など直ちに厚生年金保険料等の納付等に充てられるものをいい、売掛金等の将来の収入見込みは考慮しない。

5 期限内に申請できないやむを得ない理由

読替後の国税通則法第46条第1項の「やむを得ない理由」とは、適用事業所が事業につき新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことに伴う貸付けを受けるための手続を行っていたこと等により申請ができなかったことをいう。

なお、厚生年金保険料等については、保険料額の納入告知から納期限までが短期間であることから、この間に申請できない場合であっても、指定期限までに申請があれば、同項の「やむを得ない理由」があったものとして取り扱うこととする。

6 猶予期間

読替後の国税通則法第46条第1項の規定により納付を猶予する期間は、各月の厚生年金保険料等ごとに納期限から1年を限度として適用事業所の事業主が申請した期間とする。なお、適用事業所の事業主から特段の申請がない場合には、猶予期間を各月の厚生年金保険料等ごとに納期限から1年として取り扱って差し支えない。

7 猶予期間の始期

読替後の国税通則法第 46 条第 1 項の規定により猶予する期間の始期は、猶予を受けようとする厚生年金保険料等の納期限の翌日とする。猶予を受けようとする厚生年金保険料等の納期限が、令和 2 年 2 月 1 日から新型コロナ特例法の施行の日までの間に到来したものについても、同様である。

(注) 猶予を受けることができる厚生年金保険料等は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に納期限が到来する厚生年金保険料等である。

8 猶予する金額

読替後の国税通則法第 46 条第 1 項の規定により納付の猶予をすることができる金額は、納付すべき厚生年金保険料等の全部又は一部を一時に納付することが困難である場合（上記 4 参照）におけるその納付することが困難な金額として、次の①の額から②の額を控除した金額とする。

① 納付すべき厚生年金保険料等の額

② 適用事業所の納付能力を判定した日において適用事業所が有する現金、預貯金等の価額に相当する金額から、それぞれ次に定める額を控除した金額（その額が 0 円に満たない場合には、0 円）

イ 法人事業所の場合には、その事業の継続のために必要な少なくとも今後 6 か月間の運転資金の額

ロ 個人事業所の場合には、次に掲げる額の合計額

(イ) 事業主及び事業主と生計を一にする配偶者その他の親族の生活の維持のために必要な少なくとも今後 6 か月間の費用に相当する金額

(ロ) 事業の継続のために必要な少なくとも今後 6 か月間の運転資金の額

9 その他

(1) 適用事業所からの納付猶予特例の申請においては、「納付の猶予（特例）申請書」（別添 2。以下「猶予申請書」という。）によることとする。

(2) 納付猶予特例の要件を満たす適用事業所の事業主が、令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する厚生年金保険料等について納付猶予特例の申請を希望した場合に、提出する猶予申請書において、令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する厚生年金保険料等を毎月告知した後、納期限までに納付がなかった場合において、その月の厚生年金保険料等に係る納付猶予特例の申請があったとみなすことに同意する場合は、令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する厚生年金保険料等について、毎月、納付猶予特例を許可して差し支えない。

(3) 猶予申請に当たっては、国税による取扱いと同様に、収入や現預金の状況が分かる資料等が添付書類となるが、これらの書類の準備が困難な場合は、職員による口頭での聞き取りによることとして差し支えない。申請を行う適用事業所の置かれた状況等を十分に考慮のうえ、聞き取りを適切に活用することとする。

(注) 収入や現預金の状況が分かる資料等については、今後、必要に応じて確認する場合があること及び申請から2年間は適切に保管することを伝える。

- (4) 適用事業所の事業主から猶予申請書の提出があった際、当該適用事業所に係る国税、地方税及び労働保険料等の「猶予申請書の写し」及び「猶予許可通知書の写し」が添付されている場合は、上記3の「事業につき相当な収入の減少」があり、かつ、上記4の「納付困難」であると認められるものとして取り扱って差し支えない。

なお、この場合にあつては、猶予を受けようとする金額の全てを猶予額として差し支えない。

法 律

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十五号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律 (趣旨)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)その他の国税関係法律の特例を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型コロナウイルス感染症(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(納税の猶予の特例)

第三条 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合には、当該事実がある場合は、国税通則法第四十六条第一項に規定する震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合に該当するものとし、みなして、同項の規定その他納税の猶予に関する法令の規定を適用することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするとする。

国税通則法第四十六条
第一項

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがある

新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第二条(定義)に規定する新型コロナウイルス感染症をいう)及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実(次条第一項において「新型コロナウイルス感染症等の影響」という)がある場合において、その者が特定日(納税の猶予の対象となる国税の期日として政令で定める日)をいう。以下この項において同じ。までに納付すべき国税で次に掲げるもの全部又は一部を一時に納付することが困難であると認められる

その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限(納税の告知がされていらない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)

その国税の納期限(納税の告知がされていらない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)に同じ。内(各号を除く)にその者の申請(税務署長等に於いてやむを得ない理由があることを認められた場合)にその国税の納期限後にされた申請を含む)に基づき、その納期限

国税通則法第四十六条
第一項第一号

その損失を受けた日

令和二年二月一日

国税通則法第四十六条
第一項第一号イ及びロ

その災害のやんだ日

特定日

国税通則法第四十六条
第一項第二号

その災害のやんだ日

特定日

国税通則法第四十六条
第一項第三号

その損失を受けた日

令和二年二月一日

国税通則法第四十六条
の二第一項

同項の災害によりその者がその財産につき相当な損失を受けたこと

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入の減少等の事実があること及びその国税の全部又は一部を一時に納付することが困難である事情

事実を証するに足りる書類

新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類

2

前項の規定の適用がある場合における納税の猶予に関する法令の規定の技術的脱替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(給付金の非課税等)

2

前項の規定の適用がある場合における給付金で次に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から給付される財務省令で定める給付金

二 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から給付される児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当の支給を受ける者その他の財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める給付金

2

前項の給付金の給付を受ける権利は、国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第二条第一号に規定する国税の同条第十二号に規定する滞納処分により差し押さえることができない。

(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例)

第五條 個人が、指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小（第三項及び第四項において「中止等」という。）により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利（次項、第三項及び第五項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄を令和二年二月一日から令和三年十二月三十一日までの期間（次項、第三項及び第五項において「指定期間」という。）内にした場合（当該放棄をした年分の所得税につき第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、放棄払戻請求権相当額については、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八條（同法第六十五條第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定を適用することができ、この場合において、同法第七十八條第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五條第一項（指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例）に規定する入場料金等払戻請求権の全部若しくは一部の放棄をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五條第二項に規定する放棄払戻請求権相当額」と、同法第四項中「控除は」とあるのは「控除（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五條第一項の規定による控除を含む。）とする。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、個人がその年の指定期間内において同項の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（所得税法第七十八條第二項に規定する特定寄附金の額及び租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十一條の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びにその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

3 個人が、指定行事の中止等により生じた当該指定行事の入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合において、特定放棄払戻請求権相当額については、租税特別措置法第四十一條の十八の三の規定を適用することができる。この場合において、同法第一項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの」と、「という」とあるのは「という」と、又は個人がその全部若しくは一部の放棄をした新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五條第三項に規定する入場料金等払戻請求権」と、「の合計額」とあるのは「及び同法第五項に規定する特定放棄払戻請求権相当額（以下この項において「特定放棄払戻請求権相当額」という。）の合計額」と、同法第二項中「とあるのは「所得税法第七十八條第二項」と、「定める金額」とあるのは「定める金額並びに特定放棄払戻請求権相当額」と、「の額の合計額」とあるのは「の額及び特定放棄払戻請求権相当額の合計額」とする。

4 第一項及び前項に規定する指定行事とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止等となった文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払を受けた、当該対価の支払をした者に見せ、聴かせ、又は参加させる行事であつて、政令で定めるものをいう。

5 第三項に規定する特定放棄払戻請求権相当額とは、個人がその年の指定期間内において同項の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（所得税法第七十八條第一項の規定の適用を受ける金額並びに租税特別措置法第四十一條の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額及び同法第四十一條の十八の三第一項に規定する税額控除対象寄附金の額並びにその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

6 第二項又は前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定と租税特別措置法第四十一條の十八から第四十一條の十八の三までの規定との調整、第三項の規定の適用がある場合における同項の規定と同法第四十一條の十八又は第四十一條の十八の二の規定との調整その他第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例）

第六條 所得税法第二條第一項第一号に規定する国内において租税特別措置法第四十一條第一項に規定する既存住宅（以下この項及び次項において「既存住宅」という。）の取得（同法第一項に規定する取得をいう。以下第三項までにおいて同じ。）をし、かつ、当該既存住宅をその居住の用に供する前に当該既存住宅の特例増改築等をした個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつた場合において、当該既存住宅を令和三年十二月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該既存住宅を当該特例増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、同法第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日」とあるのは「その既存住宅をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六條第二項に規定する特例増改築等の日」として、同法から同法第四十一條の二の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三條及び第十三條の二の規定を適用する。

2 前項に規定する特例増改築等とは、個人が取得をした既存住宅につき行う増築、改築、修繕又は模様替のうち、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る契約が政令で定める日までに締結されているものをいう。

3 租税特別措置法第四十一條第三十項に規定する要耐震改修住宅の取得をし、その取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修を行うことにつき同項に規定する申請その他の財務省令で定める手続をし、かつ、当該耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつた場合において、当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅を令和三年十二月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該要耐震改修住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、同法第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日」とあるのは「その既存住宅をその取得に係る新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六條第三項に規定する耐震改修の日」と、同法第三十項中「当該取得の日」とあるのは「当該要耐震改修住宅の当該耐震改修の日」として、同法から同法第四十一條の二の二までの規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三條及び第十三條の二の規定を適用する。

4 租税特別措置法第四十一條第一項に規定する住宅の取得等で特例取得に該当するもの若しくは同法第十項に規定する認定住宅の新築等で特例取得に該当するものをした個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三條第一項に規定する住宅の新築取得等で特例取得に該当するものをした同法第十三條の二第一項に規定する住宅被災者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によりこれらの特例取得をした家屋を令和二年

十二月三十一日までにその者の居住の用に供することができなかった場合において、これらの特例取得をした家屋を令和三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第四十一条第一項（第一項又は前項の規定により適用する場合を含む。）の定めるところによりその者の居住の用に供したときは、同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同条第十三項及び第十六項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の第三項中「令和二年十二月三十一日」とあるのは、「令和三年十二月三十一日」として、租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二までの規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二の規定を適用する。

5 前項に規定する特例取得とは、租税特別措置法第四十一条第十四項に規定する特別特定取得のうち、当該特別特定取得に係る契約が政令で定める日までに締結されているものをいう。

6 第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同法第四十一条の二の規定の適用については、同条第三項第三号中「各年又は令和三年」とあるのは「各年」と同項第四号中「又は令和二年」とあるのは「から令和三年までの各年」とする。

7 第二項又は前二項に定めるもののほか、第一項、第三項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第二十一項の規定の特例その他第一項、第三項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付）

第七條 法人の令和二年二月一日から令和四年一月三十一日までの間に終了する各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下同じ。）において生じた欠損金額（同法第二十九条に規定する欠損金額をいう。）については、租税特別措置法第六十六条の十二の規定（当該事業年度が令和二年三月三十一日以前に終了した事業年度である場合には、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第九十一条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十三の規定）は、適用しない。ただし、当該法人が当該各事業年度終了の時に於いて次に掲げる法人に該当する場合は、この限りでない。

一 大規模法人（次に掲げる法人をいう。次号及び第三号において同じ。）

イ 資本金の額又は出資金の額が十億円を超える法人

ロ 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第五項に規定する相互会社（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）

二 大規模法人との間に当該大規模法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。次号において同じ。）がある普通法人（同条第九号に規定する普通法人をいう。次号において同じ。）

三 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大規模法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大規模法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなること

四 当該普通法人

五 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人

六 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（大規模法人等以外の連結親法人の連結欠損金の繰戻しによる還付）

第八條 法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人の令和二年一月一日から令和四年一月三十一日までの間に終了する各連結事業年度（同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）において生じた連結欠損金額（同法第二十九条の二に規定する連結

欠損金額をいう。）については、租税特別措置法第六十八条の九十七の規定（当該連結事業年度が令和二年三月三十一日以前に終了した連結事業年度である場合には、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第五十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九十八の規定）は、適用しない。ただし、当該連結親法人が当該各連結事業年度終了の時に於いて前条第一号から第三号までに掲げる法人に該当する場合は、この限りでない。

（法人課税信託の受託者に関する前二条の規定の適用）

第九條 法人税法第二条二十九号の二に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の同法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、前二条の規定を適用する。

2 法人税法第四条の六第二項、第四号の七（受益者に係る部分を除く。）及び第四条の八の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）

第十條 新型コロナウイルス感染症等（以下この条において「新型コロナウイルス感染症等」という。）により令和二年二月一日から政令で定める日までの間のうち一定の期間に事業としての収入の著しい減少があった消費税法（昭和六十二年法律第八号）第二条第一項第四号に規定する事業者（以下この条において「特例対象事業者」という。）が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、その収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「特定課税期間」という。）以後の課税期間につき同法第九条第四項の規定の適用を受けることが必要となった場合において、同項の規定の適用を受けることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特例対象事業者は同項の規定による届出書をその適用を受けようとする課税期間の初日の前日（当該課税期間が同項の規定による届出書を提出した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、第七項の申請書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日）に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第四項の規定を適用する。

2 特例対象事業者が前項の規定により消費税法第九条第四項の規定による届出書を提出したものとみなされた場合における当該特例対象事業者の同項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間以後の課税期間（当該届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。）に係る同条第五項の規定による届出書の提出については、同条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

3 消費税法第九条第四項の規定による届出書を提出していた特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間（当該届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。）につき同項の規定の適用を受けることをやめることが必要となった場合において、同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特例対象事業者は同条第五項の規定による届出書をその適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第八項の規定を適用する。この場合においては、同条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

4 消費税法第十二条の二第一項に規定する新設法人又は同法第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人に該当する特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき同法第十二条の二第二項（同法第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けなければならない場合において、同法第十二条の二第二項の規定の適用を受けなければならないことについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特定課税期間以後の課税期間については、同項の規定は、適用しない。

5 特定課税期間の初日以後二年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において高額特定資産の仕入れ等を行った場合（消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合をいう。以下この項において同じ。）に該当することとなった特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき同法第一項の規定の適用を受けなければならない場合において、同項の規定の適用を受けなければならないことについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特定課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。）については、同項の規定は、適用しない。

6 特定課税期間の初日以後二年を経過する日の属する課税期間までの課税期間において消費税法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産である同法第十二条第一項第十五号に規定する棚卸資産若しくは同項第十一号に規定する課税貨物又は同法第十二条の四第二項に規定する調整対象自己建設高額資産について同法第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなった場合（以下この項及び次項第五号において「高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合」という。）に該当することとなった特例対象事業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、特定課税期間以後の課税期間につき同法第十二条の四第二項の規定の適用を受けなければならない場合において、同項の規定の適用を受けなければならないことについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該特定課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産の調整を受けることとなった場合に該当することにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。）については、同項の規定は、適用しない。

7 第一項又は第三項から前項までの承認を受けようとする特例対象事業者は、これらの承認を受けることが必要となった事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、次の各号に掲げる承認の区分に応じ当該各号に定める日又は期限までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 第一項の承認 特定課税期間の末日の翌日から二月（当該特定課税期間が消費税法第二十一条第三号に規定する個人事業者のその年の十二月三十一日の属する課税期間である場合には、三月）を経過する日

二 第三項の承認 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日

イ 特定課税期間から消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする場合及び特定課税期間の末日が同項の届出書の提出により同項の規定の適用を受けることとなった最初の課税期間の初日以後二年を経過する日（ロにおいて「二年経過日」という。）以後に到来し、当該特定課税期間の翌課税期間以後の課税期間から同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合 当該特定課税期間に係る同法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限ロイに掲げる場合以外の場合 二年経過日の属する課税期間の末日と消費税法第九条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の末日とのいずれか早い日

三 第四項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と当該特例対象事業者の同法第十二条の二第二項又は第十二条の三第三項に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日とのいずれか遅い日

四 第五項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と高額特定資産の仕入れ等の日（同法第十二条の四第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日を含む。）の属する課税期間の末日とのいずれか遅い日

五 前項の承認 特定課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限と高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった日の属する課税期間の末日とのいずれか遅い日

8 税務署長は、前項の申請書の提出があった場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないことを認めるときは、その申請書を却下する。

9 税務署長は、第七項の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした特例対象事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

10 第七項の申請書の提出があった場合において、その申請に係る特定課税期間の末日の翌日から二月を経過する日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。ただし、当該申請書の提出の日がその申請に係る特定課税期間の末日の翌日以後となつた場合は、この限りでない。

11 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税）

第十二条 公的貸付機関等（地方公共団体又は株式会社日本政策金融公庫その他政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して当該影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付け（当該公的貸付機関等が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものの限る。）に係る消費貸借契約書（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書をいう。以下この条において同じ。）のうち、次項において同じ。）までに作成されるものについては、印紙税を課さない。

2 金融機関（銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関又は政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）が新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して当該影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付け（当該金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものの限る。）に係る消費貸借契約書であつて政令で定めるもののうち、特定日までに作成されるものについては、印紙税を課さない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（納税の猶予の特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二月を経過した日前に納付すべき国税については、第三条第一項の表国税通則法第四十六条第一項の項中「その国税の納期限（納税の告知がされていらない源泉徴収等による国税については、その法定納期限。以下この項（各号を除く。）において同じ。）内」とあるのは「同法の施行の日から二月を経過する日まで」と、「その国税の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限」とあるのは「同法の施行の日から二月を経過した日以後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限（納税の告知がされていらない源泉徴収等による国税については、その法定納期限）」として、同条第一項の規定を適用する。

(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第三条 個人が、第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項又は同条第三項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を同条第二項又は第五項に規定する放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、同条の規定を適用することができる。

(大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)

第四条 第七條に規定する各事業年度(清算中に終了する事業年度を除く。)分の法人税につき法人税法第二條第三十一号に規定する確定申告書を令和二年七月一日前に提出した法人(租税特別措置法第六十六條の十二第一号から第三号までに掲げる法人を除く。)の当該各事業年度において生じた第七條に規定する欠損金額に係る法人税法第八十條第一項並びに第四百四十四條の十三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該確定申告書の提出と同時に」とあるのは、「令和二年七月三十一日まで」とする。

(大規模法人等以外の連結親法人の連結欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)

第五条 第八條に規定する各連結事業年度分の法人税につき法人税法第三十二号に規定する連結確定申告書を令和二年七月一日前に提出した第八條に規定する連結親法人(租税特別措置法第六十八條の九十七各号に掲げるものを除く。)の当該各連結事業年度において生じた第八條に規定する連結欠損金額に係る法人税法第八十一條の三十一第一項の規定の適用については、同項中「当該連結確定申告書の提出と同時に」とあるのは、「令和二年七月三十一日まで」とする。

(印紙税の特例に関する経過措置)

第六条 第十一條の規定により印紙税を課さないこととされる同条第一項又は第二項に規定する消費貸借契約書で施行日の前日までに作成されたものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税法第十四條第一項の過徴納金とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該過徴納金に係る同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年四月三十日

財務大臣 麻生 太郎

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十六号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條の二の十第二項及び第二十九條の八の二中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の四條を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)

第五十九條 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次条第一項及び附則第六十一條第一項において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実(次項において「新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実」という。)がある場合において、これらの者が特定日(徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日)をいう。第一号において同じ。)までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請(地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。)に基づき、その納期限から一年以内の期間(第二号に掲げる地方団体の徴収金については、政令で定める期間)を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

一 特定日以前に納税義務又は特別徴収義務の成立した地方税(政令で定めるものを除く。)に係る地方団体の徴収金で、納期限が令和二年二月一日以後に到来するものうち、その申請の日以前に納付し、又は納入すべき税額の確定したもの

二 政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金でその納期限が令和二年二月一日以後に到来するもの

2 前項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない。

3 第十五條の二(第一項から第三項までを除く。)、第十五條の二の二から第十五條の三まで並びに第十五條の九第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。この場合において、同条第一項中「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予、附則第五十九條第一項の規定による徴収の猶予若しくは」と読み替えるものとする。

収受印

納付の猶予（特例）申請書
（厚生年金保険料等）

特

年金事務所長殿

厚生年金保険法第89条（子ども・子育て支援法第71条第1項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）、健康保険法第183条、船員保険法第137条及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第2条第8項の規定によりその例によるものとされる新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条第1項の規定によりみなして適用する国税通則法第46条第1項の規定により、以下のとおり納付の猶予を申請します。

1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）

申請者	事業所の記号番号				新型コロナウイルス等の影響	☐ イベント等の自粛で収入が減少	
	住所所在地		電話番号（ ）			☐ 外出自粛要請で収入が減少	
	氏 名 称		印			☐ 入国制限で収入が減少	
納付すべき保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	備 考
				円	円	円	
	小 計						
合 計		①					

猶予期間	納付すべき保険料等の納期限の翌日から1年間
------	-----------------------

2 令和3年1月31日までに納期限が到来する保険料等について申請等を希望する場合は、チェックしてください。

- ☐ ①令和3年1月31日までに納期限が到来する保険料等について、毎月告知した後、納期限までに納付がなかった場合は、その月の保険料等に係る納付の猶予（特例）の申請があったとみなすことに同意します。
- ☐ ②令和3年1月31日までに納期限が到来する保険料等の口座振替を停止することに同意します。
- ※上記①及び②の取扱いとは本申請書による申請が許可された場合に限りません。

3 猶予額の計算（書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。）

(1) 収入及び支出の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

	項目	令和 年（当年）			前年同月			収入減少率	
		月	月	月	月	月	月		
	円	円	円	円	円	円	円		
収入	売上							1－(②÷⑤) 1－(③÷⑥) 1－(④÷⑦) のうち最大のものを記載	
	小計	②	③	④	⑤	⑥	⑦	%	
	仕入								
支出	販売費/一般管理費							支出平均額	
	借入金返済								(⑧+⑨+⑩) ÷記入月数
	生活費(※)								
	小計	⑧	⑨	⑩					

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

※ 申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等
(⑪ × 6 (6か月分))

円

+

今後6か月間に予定されてい
る臨時支出等の額

円

=

当面の支出
見込額(⑫)

円

(3) 現金・預貯金残高

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑬)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑬ (現金・預貯金残高) − ⑫ (当面の支出見込額) =

納付可能金額(⑭)

円

(マイナスの場合は0)

(5) 猶予額

(①) 猶予を受けようとする金額

円

−

(⑭) 納付可能金額

円

=

猶予額

円

4 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せてする場合は、チェックしてください。)

☐ この申請が許可されなかった場合は、換価の猶予(国税徴収法第151条の2第1項)を申請します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときは、この申請は許可されませんが、他の制度(換価の猶予)により猶予が
受けられる場合があります。併せて申請しておくことにより、申請の日から延滞金が軽減されます。
(審査に当たり、後日、職員が状況などを確認させていただくことがあるため、ご協力をお願いします。)

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- 年金事務所への申請書の郵送により、申請いただくことができます。
- 申請していただいた内容は年金事務所で審査します。
- 猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。
- 他の機関(税務署等)への猶予(特例)申請や、職員からの電話による内容確認等にご利用いただけますので、必要に応じて提出する申請書のコピーをお手元に残しておいてください。

ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所(徴収担当)にご相談ください。

※年金事務所記入欄

整理簿登記年月日	令和	年	月	日
通知書発出年月日	令和	年	月	日
オンライン入力日	令和	年	月	日

追加	通知書発出	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	オンライン入力	4	5	6	7	8	9	10	11	12